

ニュースレター



40号

2021. 10. 30



はじめに

NPO法人家庭的保育全国連絡協議会 理事長 水嶋昌子

秋の日はつるべ落としと言いますが、この頃はすっかり日が暮れるのが早くなりましたね。

今年の夏は新型コロナ感染の第5波が急激に広がり、クラスターや感染者が出て保育所も休園になるなど、保育施設はどこも戦々恐々としていました。大変な思いをされた保育者もいらっしやったのではないかと思います。改めて新型コロナによって生活そのものが変わってしまったと実感した夏でした。

引き続き手洗い・うがいなどの対策を徹底して、感染予防を怠らず、いろいろな活動ができる秋を楽しく過ごしていきましょう。

さて、本協議会は、「保育の質の向上」と「ネットワークの強化」を目的に活動を続けています。今年度の活動テーマも「もっと広げよう、もっと深めよう、家庭的保育とネットワークづくりー保育者同士、保護者、連携施設、地域との交流・つながりー」と「つながり」を大切に考えて活動しています。その一つに「新情報連絡会」があります。今年度は年間7回の開催を計画し、9月には第3回目を開催しました。感染防止のために、昨年からオンラインでの開催にしたことから、全国各地から参加ができます。家庭的保育者という同じ立場から話題になることは様々です。困っていること、嬉しかったこと、お知らせしたいことなどをグループで話し、その後、全体で意見を共有しています。

先月は、ニュースレター39号に掲載した一時預かり事業（余裕活用型）」についても取り上げ

ました。一時預かり事業（余裕活用型）は定員に空きがある場合に、一時的に子どもを預かる事業ですが、定員に空きがあること自体が家庭的保育者にとっては不安です。そんな不安も含めて余裕活用型の経験者に実践事例を話してもらった時間を取りました。

「家庭的保育を知ってもらえたことができた」「一時預かりから入室につながった」「一時的にいつもと違う環境になるので、普段から登室している児童への良い刺激になった」等の声が上がりました。また、良いことばかりではなく、大変だったことも聞くことができました。参加していた方たちも関心は大きく、聞き逃さないように集中して聞いていることが伝わってきました。そして最後に「育児に疲れたり、気分転換をしたりするために一時預かりを利用された方もいたが、入室は必要のない方でも預かったことで支援ができたと思う」と言われたのです。それを聞いた私たちは大きな感銘を受けました。

家庭的保育は、定員割れの不安はあっても、立派な地域資源として育児支援をしているのです。そういうことを実践している仲間とつながっていることに本当に喜びを感じました。

家庭的保育者同士、つながっていきましょう。皆さんも新情報連絡会に参加してみませんか？ よろしく願いいたします。



- ◆1P はじめに
- ◆2～4P 国の動き(令和3年度保育所等関連状況取りまとめに見る家庭的保育事業)/家庭的保育の魅力・良さととは/一時預かり事業実践報告
- ◆5～6P より一層安心・安全な家庭的保育を

- ◆7P 現任研修実施状況報告
- ◆8P はじめの一步⑩
- ◆9P わたしの保育
- ◆10P おすすめ絵本
- ◆11P 家庭的保育のひろば
- ◆12P オンライン新情報連絡会開催報告
- ◆13P 事務局からのお知らせ

国の動き⑬

NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会理事長 水嶋昌子

理事 尾木まり

令和3年度保育所等関連状況取りまとめに見る家庭的保育事業

2021年4月1日現在の保育所等の関連状況とりまとめと子育て安心プラン等の集計結果が8月27日に厚生労働省より公表されました。その結果から家庭的保育の状況を紹介します。

※「保育所等関連状況取りまとめ（令和3年4月1日）」で検索してください。

保育所等利用定員と利用児童数

保育所等利用定員には、保育所、認定こども園、地域型保育事業が含まれており、家庭的保育事業も含まれています。2021年4月1日現在の、保育所等利用定員は301万6918人（前年度と比べ約5万人の増加）、保育所等を利用する児童の数は274万2071人（前年度と比べ5千人の増加）でした。

保育所等の利用定員が5万人増えているにもかかわらず、利用児童数が5千人しか増えていないことはこれまで見られなかった現象と言えるでしょう。ここ数年のデータを見ると、利用定員の増加に伴い、利用児童数も毎年5～6万人台の増加がありました。今回、利用児童数の増加の幅が少ないことは新型コロナウイルス感染症の影響に他なりません。いつまでも収束しない感染拡大を心配する保護者の保育の利用控えが起こっています。そればかりでなく、世界的に新型コロナウイルスの影響で出生数が減少しています。日本でも、令和2年の出生数は前年より2万4407人減少し、84万832人でした。今後、保育事業が人口減少の影響を受けることも予測されます。

待機児童の状況

一方、待機児童については、2017年の2万6081人から年々減少していましたが、2020年の1万2439人から、2021年の5,634人へと大きく減少しました。その内訳は、0歳児476人（8.5%）、1・2歳児4,459人（79.1%）で低年齢児が全体の87.6%を占め、そのうち特に1・2歳児が多い点に変化はありません。

待機児童が減少することはもちろん良いことではあるでしょうけれど、待機児童対策として位置づけられる保育事業にとっては、待機児童の減少の影響を受けることは間違いないでしょう。

家庭的保育事業の推移

家庭的保育事業については、「子育て安心プラン」及び「新子育て安心プラン」集計結果の中で保育の受け皿としての人数が公表されています。それによると、2021年4月1日現在、3,768人の受け皿があり、前年度より32人減少しています。推移を見ると少しずつ受け皿人数の減少がみられます。多くは長く活躍してきた家庭的保育者が定年を迎えているものと考えられます。一方で、少人数の待機児童に対応するために、新たに家庭的保育事業を始める市町村もあるようです。

年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
受け皿人数	4,280人	4,404人	4,256人	3,951人	3,875人	3,800人	3,768人

これからの家庭的保育事業

今年度はこれまで以上に、年度当初定員割れが起こった家庭的保育事業者がいます。しかし、上記のデータで見るように、家庭的保育にだけこの現象が起こっているわけではありません。また、長く家庭的保育を行っている方は、保育所に空きがある年度当初に欠員が出ることはかつても経験していたことではないでしょうか。

改めて家庭的保育の良さを考え、伝えていく必要性と共に、年度当初の定員割れの時期に実施が可能となる一時預かり事業（余裕活用型）を実践している家庭的保育者より実践事例を報告します。

家庭的保育の魅力、家庭的保育の良さとは

NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会理事長 水嶋昌子

定員 5 名までの家庭的保育は、家庭的保育者と家庭的保育補助者により行われ、その時々の子どもの様子に合わせて柔軟に対応することができ、時間もある程度コントロールできることから、子どもの気持ちに向いていることにとことんつきあうことができる保育です。子どもの主体性を大切にした保育に日々取り組んでいます。

そのことは保育者にとっても保育が面白くて、ワクワクした気持ちで保育ができることにつながっているように思います。お昼寝の途中で子どもの目が開いた時も、保育者が笑顔でうなづくだけで、子どもはまた安心して眠りにつく。そんなちょっとした中に子どもとのつながりや深い信頼関係を感じられ、1 日の中でそのような場面が多いことが、保育者にとっての安心と喜びになり、保育に充実感が持てるように思います。

また、保育室と同じ地域で生活している家庭的保育者は保護者や子どもとのつながりも卒室後も続いています。七五三や卒園式、入学式などの晴れ姿を見せに来たり、ちょっと話を聞いてほしいと来たり、第 2 子が誕生したと連絡があったりと、親戚でもないのに、親戚のようなつながりが続いているから、卒室した子どもの成長を知ることもできます。

地域密着型の家庭的保育は地域でいろんな人との出会いもあります。地域で子育てする親子にとって、家庭的保育者はよく見かける人でもあり、会うと声をかけてくれる人でもあります。公園で出会う地域の親子と一緒に遊んだり、地域の子育て支援センターにつながぐこともあります。

家庭的保育にやりがいを感じている保育者は多いと思います。家庭的保育者同士の情報交換や交流は活発です。お互いの保育の話をしていると、誰もが「わかる、わかる」とうなづいたり、気持ちが伝わってきます。初めて知り合った人でも仲間意識が生まれ、不思議なことですが、そこにははっきりとした家庭的保育に携わる者の「同志」としての意識が感じられるのです。

新型コロナによる影響は本当に大きいですが、仲間とのつながりも大切にしながら、家庭的保育の良さを伝え、家庭的保育を広げていきたいと思います。

一時預かり事業（余裕活用型）の実践報告

大津市の余裕活用型一時預かりについて

注）一時預かり事業(余裕活用型)が国の事業名ですが、大津市では余裕活用型一時預かりという名称を使われていますので、余裕活用型一時預かりを使用しています。

大津市 家庭的保育者 大江 由香

大津市では認可の翌年である、2016 年度から余裕活用型一時預かりを実施しておりました。しかし、例年は定員に満たない 4 月からほとんどが数カ月で定員一杯になってしまい、その制度を利用することがなくなりました。

昨年からのコロナ禍で昨年度も定員に達したのは 2 月でしたし、今年度もまだ定員に満たず、いまだに余裕活用型一時預かりを継続している状態です。ところが現在は、それすらも利用される方も問い合わせもない状況になっています。

ここでは、余裕活用型一時預かりの流れ(自園例)を紹介します。

利用者とのやりとり

市役所の入所担当の方から、一時預かりをやっていると紹介を受けた方や、市の HP 等を見ていただいた方から、問い合わせの電話がかかってきます。

その時点で定員に余裕がある場合や、受入れ条件などを設定していない場合は受入れ可能ですので、一時預かりの登録に来てくださいと、登録日時を決めます。

定員に余裕がない場合は、「現在は定員に余裕がないので」とお断りします。

登録時に面接をし、主に利用したい曜日や時間帯を伺います。
(利用料金の説明や、定員に達した後は利用できなくなることを伝えます)

保護者とのやりとりは以上で、一時預かりを開始します。



行政とのやりとり

保育園などで行っている一時預かりとは違います。余裕活用型一時預かりは、定員に余裕がある時、すなわち定員に達していない時のみ行えます。一時預かりの開始届、申請書を提出します。

一時預かり事業の対象児がいた場合、毎月の保育の精算の請求書とは別に、何日、何時間、何人という報告をします。それにより 1 日の補助金が支払われます(金額は各自治体ごとに違います。その他にも、光熱水費や家賃、保育材料費も、人数割り・日割り《利用時間割り》計算をすることで支払われます)。

<団体専用保険担当者からのご案内>

家庭的保育事業における**一時預かり事業(余裕活用型)**は当協議会の団体保険の対象になりますが、**それ以外の一時預かりは保険対象にはなりません!**(詳細は NL39 号の『事務局からのお知らせ』をご参照ください。)

保険に加入したのに保険対象外だった、ということのないよう各自でよくご確認ください。

保険に関する Q&A

Q 中途加入の場合、入所決定時期と保険に加入締め切り期日が重なるので翌月から保険に加入出来ません。どのようにしたらよいですか?

A 例えば、5 名定員で(4 月の時点で)3 名入所。実際には 2 名分空きが出た場合、年度途中での入所を見越して予め 5 名分加入している会員も多くあります。

※一時預かり事業(余裕活用型)の場合、欠員があっても定員分の保険加入をしていないと保険料は支払われませんので十分ご注意ください。

『安心して保育を行う』ためにどのような方法が良いか、今一度ご検討ください。



—より一層、安心・安全な家庭的保育を行うために—

「家庭的保育の安全ガイドライン改訂版」に加えて、以下の内容に取り組みましょう。

NP0 法人家庭的保育全国連絡協議会 会長 鈴木道子

誤嚥について

＝食品による子どもの窒息事故に注意しましょう＝

令和3年6月18日内閣府より公表された「令和2年教育・保育施設等における事故報告集計」によると、死亡事故5件のうち2件が食事中に起きており、毎年誤嚥による乳幼児の死亡事例が複数発生しています。窒息すると短時間で命にかかわる重い症状になるため、誤嚥に繋がりがやすい食品は小さく刻んで提供したり、提供を控えたりすることなども必要になります。また、小さな玩具等にも気を付けましょう。

そして、いざという時に慌てず適切な行動がとれるように、子どもの窒息を想定した実技講習を積極的に受講すると共に、定期的な訓練を行い、職員の誰もが対応できるようにしておきましょう。救急車の要請、異物除去法などの応急手当、他の子どもの保育の継続を念頭においた訓練が必要です。

“窒息かも！”と思ったらすぐ救急車を呼びます。同時に一刻も早く窒息時の対処（異物除去法）をします。救急車が到着するまでは、乳児の場合は腹部突き上げ法や背部殴打法を繰り返します。とにかく最後まであきらめないことが重要です！反応がなくなった場合は直ちに心肺蘇生法を開始します。

誤嚥については、【動画】「窒息事故から子どもを守る（政府インターネットテレビ）」で視聴できます（家庭的保育の安全ガイドライン 改訂版 P.29 参照）。YouTube 等でも日本赤十字社等による心肺蘇生法や異物除去法が紹介されています。

また、コロナ禍で実技講習の開催が少ない状況にありますが、乳幼児向けの一次救命処置や異物除去法の実技講習は、日本赤十字社等でオンライン講習会も行われています。地域によって参加できる講習会が異なりますので、ネット検索したり、問合せしたりしてみましょう。

ヒヤリハットの充実について

「家庭的保育の安全ガイドライン改訂版（2019年3月）」のⅠ. 基本的事項 6 安全対策の原則には、(3) ヒヤリハット報告の取組みがあげられています（P.6）。

重大事故を防ぐためには、その日にあったヒヤリハット等をその日のうちに職員会議で話し合い、役割分担、連携等を検討することが大事です。さらに、重大事故予防の観点からヒヤリハットが発生しやすい場面にビデオ等の記録機器を活用することも有効な手段であることが、教育・保育施設等における重大事故の再発防止策を考える有識者会議年次報告（以下、報告と記述、平成30年）に記載されています。また、事故防止の注意事項が徹底されるためには、現場のリスク管理やマネジメント力を高めることが重要であると報告されています。

それぞれの保育室でヒヤリハット報告が多い場所の録画を通して、職員会議でなぜ目が行き届かなかったのか等を確認し、事例の要因分析をすることで検証ができ、再発防止策が立てられます。また、保育者の意識も高まり再発防止策を検討するうえで役立ちます。

【ビデオ設置の留意点】三脚などを立てるのは不適切です。壁や天井に取り付けるタイプ、最近では机等の上に置くだけの簡単設置のビデオもあります。用途に合わせ、注意点を確認しておきましょう。

慣らし保育の重要性

保育施設における死亡事故は、平成 30 年の報告では預け始めの時期が多く、30 日以内に発生した件数が死亡事故全体の 1/3 となっています。年齢別で最も多いのは 0 歳児、1 歳児で、死亡事故の 8 割近くを占めています。

月齢が低ければ低いほど赤ちゃんの体は未熟です。今まで元気だったのに体調が急変することも多く、悪化するのも早いです。そのため、新しく受け入れる子どもの健康状態の把握が重要になります。また、それまで家庭で育てられた子どもにとって、初めての集団生活は心身ともに大きなストレスがかかっています。3 歳未満児は環境への適応が難しいため、保育者と保護者の連絡を密にし、受け入れはじめの注意をしていきます。保護者の協力のもと、保育者は一緒に遊びながら、保護者から子どもの好きな遊びや過ごし方、好きな食べ物、睡眠儀式など、子どもの家庭での生活状況を十分に把握し、これから保育をするうえでの必要な情報を得て、徐々に保育時間を長くし入園当初に多い事故を予防します。

子どもが無理なく保育の環境に慣れていく準備期間を設け、個々の子どもに応じた「慣らし保育」から行っていくことが重要になります。近年では、職場復帰を急ぐため、慣らし保育を希望しない保護者もいるようですが、子どもの安全のために必要なことであることを上記の内容をふまえてきちんと説明して、保護者と連携を取るように努めましょう。

***参考資料：**「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告」

(平成 30 年～令和 2 年)

ご案内

【保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック】第 3 版 (2021.6) が一般社団法人全国保育園保健師看護師連絡会 学術委員会より発行されています。

本ガイドブックについては過去のニュースレターや家庭的保育の安全講習会でも紹介していますが、改訂版が出ていますので、ご確認ください。

新型コロナウイルスの変異株や子どもの感染について、新型コロナウイルスのワクチンなど、新しい情報を学術的な視点で伝えてくれる保育現場の感染対策に役立つ 1 冊です。

*ガイドブックをダウンロードして、どなたでも印刷することができます。

https://www.hoiku-kango.jp/index.php/corona_topics/



おらせ

家庭的保育のあたたかさ ♥ が伝わるようなエピソードや、皆さんが思う

「家庭的保育の魅力、家庭的保育の良さ」を教えてください。

ニュースレターで家庭的保育の魅力を伝えていきたいと思います、下記の連絡先までお送りください。

FAX の宛先 03-3712-8513

メールの宛先 newsletter@familyhoiku.org



2021 年度 家庭的保育現任研修 実施状況報告

2021 年 9 月 12 日（日）に開催された講座 3 と講座 4、10 月 10 日（日）に開催された講座 5 の様子をご紹介します。

講座 3「保育をもっと楽しく ー保育所における自己評価ガイドラインー」（東京大学大学院発達保育実践政策学センター 野澤祥子先生）では、2020 年 3 月に厚生労働省から発行された「保育をもっと楽しく ー保育所における自己評価ガイドライン ハンドブック」も活用しながら、自己評価の実施にあたって大切にしたいことや、取り組みを進めていく上でのポイントを実践例も交えながら具体的にお話いただきました。「自己評価」とは、イチから新たに組み込まなければならないのではなく、日頃の各保育室での取り組みが評価に活かせることに気づかせてくれる講義でした。オンラインでのグループ討議にも慣れてきて、皆さん活発に情報交換が行われていました。

講座 4「子育て支援と地域コミュニティ」（NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 奥山千鶴子先生）では、奥山先生たちが取り組んできた実践例を紹介しながら、さまざまな子育て支援を紹介していただくと共に、子育て家庭の現状についても詳しくお話いただきました。特に、新型コロナウイルス感染拡大の影響は地域の子育て家庭にとっても大きいもので、母親が孤立し、支援が不十分な状態にあること、そして、妊娠期や産後直後から地域とのつながりを作る必要性を伝えてくださいました。「母親の孤立は子どもの孤立につながる」という言葉が印象的でした。受講者からは、「地域に密着した保育室として出来ることをもっと考えていきたい」、「取り入れていけることを、できることから始めていきたい」などの感想が寄せられました。

講座 5「乳児の泣きを理解する」（日本体育大学児童スポーツ教育学部 岡本美和子先生）は、乳児の泣き声から始まりました。研究で明らかになっていることや泣きへの対処法、乳児の泣きが「揺さぶり」を誘発し、子ども虐待のリスクにもつながっていること、そして、泣きによる保護者との相互作用、泣きで悩んでいる保護者へのアドバイスなど紹介していただきました。養育者の柔らかい言葉やイントネーションも大切で、それは子どもの記憶には残らない脳のこやし、心のこやしとなり、愛着関係や他者への信頼関係にもつながっていること、そして、子どもの心と身体の育ちに影響しているというお話でした。受講者からは、次は 1、2 歳の泣きについて話が聞きたいなどのリクエストが出ていました。

家庭的保育補助者の方の参加も増えています。グループ討議では同じ保育室の方が一緒にグループにならないように配慮していますが、補助者の方々が 1 人の保育者として発言する姿は本当に心強いと感じています。

そして、研修が終わった後、各講師が「こういう保育（家庭的保育のこと）は本当に大事な保育だと思います」と研修担当者に伝えてくれることが毎回とても嬉しいことです。

（研修事業部）

事業主 はじめの一步①⑥

家庭的保育補助者等の職員の休憩時間について
就業規則について

皆さん、補助者の方々の休憩時間はどのように設定されていますか？私の保育室では、開設後1年で受託児の人数が3人から5人になったため、補助者の人数や勤務時間を変更して対応しましたが、変更後すぐは休憩時間の規定をよく把握していなかったもので、あわてて地域の労働基準監督署に相談して助言をいただいたりしました。

労働基準法第34条には休憩について、下記のように定められています。

1. 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

これは職員の雇用形態や名称(常勤、パート、アルバイト、派遣等)にかかわらず、使用者が保障しなければならない休憩時間です。また、同条第3項には、「使用者は、労働者がこの休憩時間を自由に利用させなければならない。」と規定されています。例えば、保育中に、子どもの様子を見ながら休憩して下さいとお願いすること、保育者が休憩時間を利用して記録を書くことなども、休憩時間を自由に利用できるようにするという観点からは適切ではありません。あくまでも労働者が権利として労働から離れることが保障されていなければなりません。

しかし、保育の現場では子ども同士のトラブルや電話など、対応せざるを得ない場面もあるだろうと思います。そういったときには、原則的には別途休憩時間を与える必要があることも理解しておきましょう。

また、休憩時間を分割して取ってもらうことも可能ですが、分割された休憩時間がごく短い場合には、休憩時間を自由に利用できなくなることもあるため、職員が労働から完全に解放されているとはみなされない場合もあります。



労働基準法第89条には就業規則についての規定もあります。こちらは、常時10人以上の従業員を使用する使用者が就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届け出なければいけないというものです。家庭的保育室の場合、これに該当しないところも多いと思いますが、職員の就業規則を定めておくことは、職員にとって働きやすい職場作りという点でも大事なことです。厚生労働省のホームページにモデル就業規則も示されていますので、こちらを参考にされても良いのではないのでしょうか。

家庭的保育では、幼い子どもたちを対象とする業務であるため、複数の職員がいる場合は休憩時間を確保するために様々な工夫が必要になると思います。保育者が心身共に良い状態で保育にあたるためにも、事業者は職員がリフレッシュできる時間を確保したいものですね。

参考資料：厚生労働省 HP www.mhlw.go.jp

雇用・労働＞労働基準＞よくある質問＞労働基準に関するQ&A

雇用・労働＞労働基準＞事業者の方へ＞モデル就業規則について

(稲垣裕子)



滋賀県大津市 家庭的保育室あすなろSUN 橋本栄子

「あすなろSUN」は2018年に開園しました。小規模保育C型「あすなろ」の分園的な園として開園し、今年で4年目になります。「あすなろ」の方で職員も育ってきているため、その活躍の場をということで分園を開室する際、施設長に抜擢されました。場所はあすなろのすぐ近くで、市役所や消防署もすぐそばにあります。市役所の裏山や大きい公園にも隣接、いろいろな所で自然を満喫しながら毎日遊んでいます。「あすなろ」とは毎日の散歩でもイベントでもいつも一緒に過ごすことで、地域によっては同年齢の交流がなかなかできない、孤立しがちな家庭的保育での問題を解消しています。

『こんなところで!』

JRの駅も京阪電車の駅もすぐ近くにあり、市内の中心部というところですが、春はタケノコ掘り、野イチゴ摘み、梅の実を拾って梅ジュース作り、夏はいつもの散歩道でクワガタ、カブトムシを捕り、秋は栗拾いに柿、ミカン狩りと年中味覚狩りをしながら季節の移り変わりを感じることができます。その味覚をお家に持って帰って、「タケノコご飯にしたよ」「栗ご飯にしたよ」と、保護者の方とも共有し、子どももお家に持って帰るためにまた頑張って採ったりしています。

市役所へ向かう道沿いで、市役所まで徒歩3分の目立つ水色の建物なので、ちょっと見学に来られた方はそんな保育室にビックリされますが、たくさん歩けるこの環境を気に入ってもらっています。そしてこのコロナ禍にもかかわらず、他の園に会うこともなく車も気にせず、散歩できています。



『保育者として』

家庭的保育者として、家庭的保育だからできる保護者支援が今一番大切なのではないかと思って保育しています。コロナ禍で地域の子育て支援でも育児相談する場が少なくなり、ワンオペになりがちな育児で、上から目線で言うのではなく、同じ子どもを持つちょっと年上なママ友のような立場で保護者の困り事を聞き相談に乗り、こちらからのお願いを聞いてもらったり、子どもの声を代弁したりすることを心掛けています。



コロナ禍で多く話したり、行事などで交流したりすることもできにくい御時世ですが、個別に話し対応することで、保育への理解を得ることもできています。おもちゃや保育室の消毒にも日々忙しく、業務が増えた新しい生活様式での保育ですが、子どもへの愛情、保護者対応は変わらず家庭的保育の良さで対応していきたいですね。

そして「あすなろ」の園長の向上心に職員全員が引っ張られ、保育の内容や子ども理解でも日々見直し、環境設定や散歩コースまでみんなで意見を出し合った計画、反省の元で日々保育ができ、毎日の成長や変化にみんなで共有して楽しい保育が出来ています。子ども自身が「自らやりたい、したい、自分で考える、選択する」ということができる環境を日々提供できるような散歩コースの設定、雨天時の保育でも考えています。30以上ある散歩コースの中から、歩く道ですら自ら選ぶことのできる子どもたちを日々保育しています。





おすすめ絵本



川崎市 杉山保育室 杉山直美

今年の杉山保育室の子どもたちは、みな、お誕生日を迎え、年齢がひとつずつ大きくなり、2歳児2名、3歳児1名となりました。

0歳児の頃は、お膝で読んでもらっていた絵本も、最近は好きな絵本を自ら選んで読むようになりました。そこで、子どもたちの成長に合わせて「絵本のコーナー」を作ることになりました。

朝の時間や夕方の時間、子どもたちは好きなタイミングで絵本を手にとることが出来ます。

読む場所も、絵本コーナーの椅子に座ったり、お菓子のうち（段ボールハウス）の中に入って読んだり、様々です。

ぷちワンダーのてあそびうたのえほんは、子どもたちが、いつも口ずさむ曲になっていてどんな時も手あそびをしながら、楽しめます。

大好きな絵本が、いつでも傍にあり、子どもたちは幸せを感じているようです。

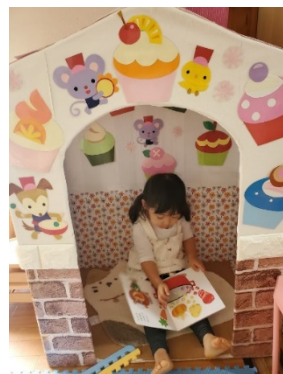
毎日、絵本が生活の中に溶け込んでいます。

おすすめ絵本

世界文化ワンダー社・てあそびうたえほん ぷちワンダー

毎月1回届く手あそび歌です。

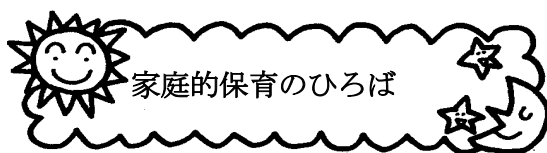
裏面に、QRコードがあり携帯電話で読み込むと歌が流れて、歌いながら読むことができます。



- 4月 どうさん
- 5月 おむすびころりん
- 6月 いっちょうめのドラねこ
- 7月 おふねはぎっちらこ
- 8月 カレーライスのうた
- 9月 てをたたきましょう

(2021年9月現在)





北海道蘭越町 Bears こども園 松浦京子

ニセコエリアの森の中にある家庭的保育所「Bears こども園」は平成29年5月に開所しました。

蘭越町は、人口4,500人のニセコ連山と、清流日本一に何度も選ばれている尻別川と、日本海にも面した自然豊かな町です。

町から待機児童を出さないための策として相談され、官民が協力しあい「Bears こども園」を開所することができました。保育室はパン工房とログジが隣接しているため、施設を共有しています。自然豊かな季節の植物や虫に囲まれた環境が子どもたちにはかけがえのない遊び場です。



「Bears こども園」はニセコ観光圏内にあり、海外からの移住者も多く、今通うこどもの半数以上の両親どちらかが海外からこられた方です。

全く日本語が通じず、スマホ片手にソフト使いながらの入所受け入れもあり、予防接触や熱などの時の説明には苦勞する時もあります。

保護者は、ドイツ、オーストラリアやネパールの方々などさまざま、保育中の子どもとの会話は日本語に、時にはその国の言葉も交えながら行っています。

皆さん家族を大切にする方が多く、フレンドリーで行事参加にも積極的です。



地元の農家さん協力のもと、安心安全な野菜やお米等の食材を利用。『美味しく楽しく』をモットーに、自家菜園でも子どもたちと一緒に収穫調理体験を実施しています。

「Bears こども園」は、みんなで協力し作り育っている保育室です。



オンライン新情報連絡会開催報告



◆新情報連絡会（2021年7月18日）10:00～11:15 参加者数19名

今回も、9:30～おしゃべり会を設けて、身近に起こっていることなど楽しいおしゃべりをしました。グループ討議の前に、定員割れ対策に取り組んでいる守山市の状況を発表していただき、定員割れ問題について約40分のグループ討議を行いました。

1. グループ討議内容

- ①保育室のPRチラシにバーコードやQRコードを付けて配布したことについて
- ②子育て出来ない親へのアピールについて
- ③一時預かり事業（余裕活用型）について
- ④手ぶら登園について
- ⑤保育室のポスターを貼ったり、ポストインしたり、定員割れで対策を講じたことについて

2. 参加者の感想

- ①定員割れの具体的な取り組みの中から、来年度に向けていろいろと試していきたい。
 - ②コロナ禍で大変な中、皆さんの頑張りが伝わってくる。皆さんのPRや行動に底力を感じるとともに、多くのヒントを保育につなげていきたいと思う。
 - ③この連絡会もそうだが、顔を合わせた関係は大事。顔馴染みの方が増えて嬉しい。
 - ④毎回、様々な情報に感謝している。インスタの基礎知識も知りたい。
- 今回も多様な意見や報告が活発に出されて、今後の保育の参考になりました。

（藤田明美・石橋ひろみ）

◆新情報連絡会（2021年9月19日）10:00～11:15 参加者数17名

今回は定員割れにおける対策の一つとしての、一時預かり事業（余裕活用型）を中心に話し合いました。

1. グループ討議内容

- ①家庭的保育の知名度の低い中、どうアピールしていくか
しっかり保育をし、運営していくことで、保護者の信頼を得ていく
- ②一時預かり時の食物アレルギー児の対応について
- ③家庭的保育は地域の保育資源としてPRし、入所につなげた

2. 参加者の感想

- ①資料を基に具体的な説明もあり、一時預かりの詳細が聞くことができ良かった。
- ②コロナ禍で外部と遮断されていると感じたり、子育てに不安や悩みを抱えたりしている保護者も多く、ここに家庭的保育がどれだけ役立っているのか、家庭的保育が地域の子育て支援の資源になるような働きかけが必要であることを実感した、といった感想が寄せられました。今回も、参加者の皆さんのパワーと努力に多くを学ぶことができました。

（大江由香・鈴木桂子）



事務局からのお知らせ



保険担当からのお願い



- ・団体保険新規・中途加入・変更等に関する問い合わせは、
 - ・パートナーズ TOKIO 小島・小峯・岡田 ☎ 03-5333-1431 (9:00~17:00)
 - ・事務局 保険担当専用携帯 後藤 ☎ 080-2674-4190 (17:00~18:00 以降)

※事務局保険担当は、平日は保育中により電話に出られませんのでご了承ください。

(着信があった場合、こちらから折り返しご連絡いたします。)

家庭的保育事業における一時預かり事業(余裕活用型)は当協議会の団体保険に加入できますが、それ以外の一時預かりは保険対象にはなりません！(詳細はNL39号の『事務局からのお知らせ』をご参照ください。)

※「保険に加入したのに保険対象外だった」ということのないよう各自でご確認ください。(後藤亜希子)



◇会員専用 メール情報配信のご案内

☆会員の皆様に情報配信したメール(2021年7月~2021年10月)

- ・7/9 新情報連絡会の開催案内(オンラインで情報交換しませんか)
- ・8/20 新情報連絡会の開催案内(オンラインで情報交換しませんか)
- ・9/10 新情報連絡会の開催案内(オンラインで情報交換しませんか)
- ・9/20 新情報連絡会の開催案内(オンラインで情報交換しませんか)
- ・10/3 新情報連絡会の開催案内(オンラインで情報交換しませんか)



☆情報配信の登録は①~④をメールで送信してください。(送信先 info@familyhoiku.org)

①会員番号 ②登録したいメールアドレス(パソコン、携帯のいずれでも可。複数登録希望の方は両方記載してください。) ③氏名 ④自治体名

※ご不明な点は info@familyhoiku.org までお問い合わせください。

(山岸加奈子)



研修で脳科学者の講師から「老化を防ぐには新しい経験をする事が一番」とお聞きしました。Zoomを1年経験した私たちは脳が少し若返ったかもしれません。

山岸加奈子

普段は対面で会議、研修も行われているため全く使わないZoomですが、少しは馴れてきたかな〜。

大江由香

人と会うことを控え孤立しがちな状況ですが、会員交流会では励まし合い、心を通わせられる場を楽しみにしたいと思います。

城谷真琴

現任研修で学び新情報連絡や会員交流会で情報交換できるって楽しいですね。11月の会員交流会でお会いしましょう。

長田京子

編集後記

いっしょにがんばった

情報トピックス

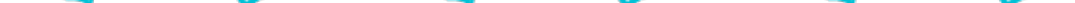
■北海道新聞

2021年8月20日

○『家庭的保育 居宅で親身に』

2021・10・30

会員交流会 in YOKOSUKA

[illegible]

Tel 090-4594-5837 稻垣 裕子

子育て

電子版の教育コーナー

Q 道新先生

検索

家庭的保育 居宅で親身に

預ける

新たに保育所などへの入園が必要になる。事業者が少なく、認知度の低さも課題だ。

(編集委員 町田誠)

0～2歳児を5人まで

「ほら見て、うまくでき
たよ」。札幌市東区の住
宅街。一軒家の1階で、乳
幼児4人がままごとセット
や木のおもちゃを手に元氣
よく動き回っていた。家庭
的保育事業者の浜口早苗さ
ん(59)の居間だ。



家庭的保育事業者として自宅に乳幼児を預かる浜口さん(左)。子どもが遊ぶ居間の家具には囲いをつけている
(小川正成撮影)

子の発達に合わせ対応 ■ 時間短め 認知度の低さ課題

した。「少人数なので大勢
の中の1人ではなく、その
子の発達速度に合わせて保
育できる。成長を肌で感じ
られます」

安心の居場所

職員は浜口さんを含む保
育士3人や調理師ら計8
人。現在は1～2歳の4人
をほぼ毎日預かる。浜口さ
んは「私たちは乳幼児が初
めて会う他人。安心できる
居場所にした」と話す。

コロナ対策で市の補助を受
け空気清浄機も購入した。
浜口さんは道内の保育所
に動いた後、2011年に
家庭的保育を始めた。自宅
の1階は大半を保育用スベ
イスにし、1階のトイレは
子どもと職員専用だ。同居
の夫と息子は保育中、2階
で過ごす。

1歳の息子を浜口さんに
預ける札幌市東区のバート
木幡さゆりさん(36)は、小
学1年の娘も0歳から預け
た。家庭的保育は知らず友
人に紹介された。「最初は
『普通の家で保育するんだ』
と驚きましたが、子どもを
マンツーマンのようにしつ
かり見てくれて、娘はトイ
レトレーニングも問題なく
できた。育児相談にも親身
に応じてもらい助かってい
ます」と話す。

家庭的保育は原則8時
間。浜口さんは午前9時
午後5時で、午前8時から
の延長保育にに応じている。
午前7時午後6時が標準
の札幌市認可保育所より短
く土日祝日は休み。「午後
6時まで延長すると家事が
できない」と浜口さん。札
幌市によると、市内の家庭

的保育9事業者のうち午後
6時まで預かるのは5事業
者。

開設に二の足も

家庭的保育は「保育ママ」
とも呼ばれ、待機児童対策
として10年度に国の補助事
業になった。認可保育所と
同じ設置基準が適用され、
遊びに適した庭か、徒歩圏
に公園が必要。定員は保育
者1人なら3人、補助者が
1人つくとも5人。保育所や
幼稚園、認定こども園との
連携が義務づけられ、3歳
以降の転園先の候補にな
る。事業者の条件は保育士
や研修を受けた人など自治
体で異なる。

厚生労働省によると、昨
年4月1日時点の利用者数
は全国3800人(前年比
75人減)で認可保育事業全
としていた。

札幌市は現在、新規事業
者を募集していない。その
理由として、担当者は「待
機児童対策としては、定員
が最大19人の小規模保育が
増える方が効果的のため」
としている。

利用者の満足度高く

駒沢女子短大名誉教授・福川さんに聞く



福川須美さん

体が制度化したのが、家庭的保育
の始まりです。保育所での乳児保
育が広がり、家庭的保育は減りま
したが、1992年に家庭的保育
者が全国連絡組織(現在の協議会)
を結成し、利用者とともに自治体
に存続を働きかけました。

NPO法人家庭的保育全国連絡
協議会(横浜)の理事で駒沢女
子短大名誉教授の福川須美さん
東京都在住に、家庭的保育の経
緯や課題を聞いた。

戦後、産休明けからの保育需要
への対策を迫られた都市部の自治
体は、

家庭的保育の利用者の満足度は
高く、ある調査では保育内容や保
育者について、いずれも95%以上
が「満足」と答えています。課題
は保育者の孤立防止で、自治体間
で支援体制の差が大きい。保育所
など連携施設の確保を進め、連携
内容も充実させる必要があります。
保育の質を確保するための研
修も重要です。

きめ細かく3歳未満児を保育で
きる家庭的保育は、保育所の補完
的役割を超えた意義がある。自治
体は保護者が子を預ける際の選択
肢になるよう制度の知名度を高
め、既存の子育て機関との連携を
進めるべきです。例えば3歳にな
った時、他の保育施設に円滑に移
れる支援が求められます。

